１６　添付書類、資料　　　　（注）すべて事前提出資料とともに提出してください。

**(1) 定款、規約、その他の諸規程類**

　　　定款、定款附属書の総代選挙規程、役員選挙規程又は役員選任規程、利水調整規程、規約、会計細則、監査細則、地区除外等処理規程、施設の他目的使用に関する規程、職員の服務等に関する規程など全ての規程について、最新のものの写しを添付してください。

**(2) 事業計画書、収支予算書**

　　　(g+1)年度から最新のものまでの事業計画書、一般会計及び特別会計の収支予算書（補正予算書を含む）が掲載されている総会又は総代会の議案書を添付してください。

**(3) 事業報告書、収支決算書、財産目録**

　　　(g-1)年度から最新のものまでの事業報告書、一般会計及び特別会計の収支決算書、財産目録が掲載されている総会又は総代会の議案書を添付してください。なお、最新の収支決算書等について、総会又は総代会の承認が未了であるときは、仮事業報告書、仮収支決算書及び仮財産目録を添付してください（監事監査を了したもの又は監事監査を経て理事会の承認を了したものとし、その旨を明記してください。）。

**(4) 土地改良区概要図**

　　　貴土地改良区の区域、主な土地改良施設（頭首工、分水工、幹線用(排)水路、用(排)水機場、ため池、幹線農道など）や主な用(排)水の系統、主な土地改良事業の実施区域などを記入した概要図を添付してください。

**(5) 前回検査の際の指摘事項の改善状況**

　　　貴土地改良区が前回受けた土地改良区検査について、検査年月日、検査機関及び検査結果の通知年月日並びに文書による指摘を受けたときはその改善措置の状況などを別紙１により作成のうえ、添付してください。

**(6) 重複している土地改良区の概要等**

　　　貴土地改良区の区域の一部又は全部が他の土地改良区の区域と重複しているときは、重複している土地改良区の概要等について、その名称、設立年月日及び重複している面積などを別紙２により作成のうえ、添付してください。

**(7) 維持管理計画書、管理規程、運転操作に関する規程**

　　　貴土地改良区の定款において、かんがい排水施設や農道など土地改良施設の維持管理を行う旨定めているときは、維持管理計画書の写しを添付してください。また、ダムや頭首工を管理しているときはその管理規程の写しを、頭首工や揚水機場などを管理しているときはその運転操作に関する規程の写しを添付してください。

**(8) 公金保管状況調書**

　　　貴土地改良区の公金を預け入れている農業協同組合や銀行等の金融機関から、全ての預金口座の残高証明書等（検査基準日（検査通知書参照のこと。）現在のもの。割引債や利付債権等にあっては元本等が明確となるもの。）を徴し、その残高証明書等と一般会計及び特別会計の金銭出納簿との照合により、別紙３の土地改良区公金保管状況調書を作成のうえ、添付してください。

　**(9) 金銭出納簿（現金預金出納簿）、預金通帳（預金証書）の写し**

　　　一般会計、特別会計の金銭出納簿又は現金預金出納簿（以下「出納簿等」という。）、預金通帳又は預金証書（以下「通帳等」という。）の写し（表紙及び検査基準日（検査通知書参照のこと。）現在が記載されているページ）を添付してください。また、通帳等については、表紙の次頁の写しも併せて添付してください。

　　　なお、検査基準日現在で出納簿等と通帳等の額が不一致の場合は、その原因が明確となる出納簿等もしくは通帳等の該当箇所の写しも併せて添付してください。

**(10) その他参考となる資料**

　　　①　貴土地改良区の区域内において、国営、県営及び団体営ほ場整備事業等の実施に伴う換地業務が行われているときは、換地業務の進捗状況について、別紙４の換地業務の進捗状況表を作成のうえ、添付してください。

　　　②　貴土地改良区の理事長、会計担当理事及び総括監事の経歴、実務内容等について記載例に従い別紙５を作成のうえ、添付してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**（次ページに続く）**

　　　③　そのほか、貴土地改良区の組織運営状況等を理解するうえで参考となる資料（(g)年度から最新の通常総会又は総代会の議事録、直近の通常総会又は総代会招集通知、理事会議事録（直近の通常総会又は総代会に係る議案について議決したもの）、監事会議事録（直近の決算監査に関するもの）、監査簿（直近の決算監査に関するもの）、最新の広報誌やパンフレットなど）を添付してください。

　（注）(g)は前回検査実施年度を示します。